



Title	現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン
Author(s)	松村, 良之; Matsumura, Yoshiyuki; 木下, 麻奈子 他
Description	論説
Citation	北大法学論集, 57(3), 536[1]-481[56]
Issue Date	2006-09-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/14810
Type	departmental bulletin paper
File Information	hogakuronshu57-3-5.pdf



現代日本人の法意識研究の 理論モデルとリサーチデザイン

松村良之、木下麻奈子、藤本亮
山田裕子、藤田政博、小林知博

目 次

はじめに

1. 調査の企画と意図
2. リサーチデザイン・調査方法
3. モデル
4. 調査票の構成
5. 調査票A-Jバージョン作成の意義
6. マスター設問項目について
7. 調査票のレイアウト

引用文献

付録

はじめに

本稿は、文部科学省科学研究費特定領域研究（B）「法化社会における紛争処理と民事司法」（領域代表村山眞維明治大学法学部教授）の大きな柱の1つであるA01班「現代日本人の法意識」（班長松村良之北海道大学大学院法学研究科教授）がA02班「紛争行動の研究：法の主題化過程」（班長村山眞維）と共同で行った全国法意識調査の基礎となる理論モデル、リサーチデザイン、調査方法、調査票構成の骨格を提供することを目的としている。

A01班のデータの分析は、今後さまざまなモデルに基づき、さまざまな技法を用いたものが予定されており、順次発表されていく予定である。しかしながら、本調査ではかなり入り組んだりリサーチデザインが用いられている。従って、分析の前提として、リサーチデザインとそれに依存した調査票の構成を明示的な形で述べておくことが必要だと考えられる。それによって、本調査の批判可能性と客観性が確保されるのである。

1. 調査の企画と意図

川島(1967)以降、法意識は一貫して日本の法社会学の中心的な問題関心であった⁽¹⁾。しかし、川島が依拠した資料は自ら経験した逸話的なデータが主であったし、その後信頼性の高い大規模な法意識調査が必ずしも行われてきたわけではない⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾。このプロジェクトでは、A02班と共同で全国規模の信頼性の高い調査票による調査を行い、第1に現代日本人の法意識の全体像をより一般的な社会意識、価値意識との関係で明らかにし、第2に、我が国において紛争行動に影響する基底的要因とされてきた法意識が法の主題化、法使用とどのように関連するかを明らかにするものである⁽⁵⁾。

2. リサーチデザイン・調査方法

(1) サンプリング

母集団は全国成人⁽⁶⁾であり、サンプル数は25,014である。サンプリングの方法は2段階抽出ランダムサンプルで、抽出地点は1,137地点であり、1地点から22名を住民基本台帳もしくは選挙人名簿で系統抽出法により抽出した。サンプリングは、2004年12月から2005年1月にかけて行われた⁽⁷⁾。

本調査のサンプル数は25,014と通常の社会調査に比べ非常に多くなっているが、これは、A02班の紛争経験調査においては、紛争経験者、相手方になんらかの要求を行った者、法的手段の利用者と段階を追うごとに少なくなっており、そのための十分なサンプル数を確保するためである。法意識調査では、サンプル数が多いことを考慮して後に述べるよう

な工夫をしている。

(2) 調査の具体的方法

調査の方法は、A02班調査（紛争経験調査）は調査員による面接方式、A01班調査（法意識調査）は留め置き方式で行われた。具体的には、A02班面接調査の際に、A01班留め置き調査票を回答者に渡し、後日調査員が回収に赴くという方法である。留め置きとした主たる理由は、法意識調査は、パーソナリティ尺度を含め、さまざまな心理測定尺度からなっており、回答も多くの場合、その強さを6件尺度で答えさせるというものが多く、調査員の読み上げ式より、自記式の方がすぐれていると考えたからである。また、パーソナリティ尺度については、回答者に回答を秘匿したいという気持ちがあり、その点でも調査員の読み上げ式より、自記式がすぐれている。なお、フェースシート部分は、問題の性質に応じて、A02班の調査票の最後あるいはA01班の調査票の最後に置いた。

(3) 実査と回収率

実査は2005年2月から3月にかけて行なわれた。回収数（面接、留め置きの両方に回答した回答者）は12,408、回収率は49.60%である。一見すると他の同種調査に比べて低いように見えるかもしれないが、この調査では、ランダム性を厳しく確保するために、予備サンプルの使用は、サンプルの死亡、転居など非常に限定的な場合に限ったためであって、決して低いものではない⁽⁸⁾。

3. モデル

まずはじめに、調査票を作成する際に想定したモデルを簡単に説明しよう。出発点として想定した法意識モデルは図-1の通りである。このモデルでは法意識を、心理学、とくに社会心理学の理論に基づき法と法システムに対する態度と捉えている。

ここで紹介するモデル（図-1参照）では、広義の法意識は、モデル図の中でⅠ法知識・法関心、Ⅱ法規範への態度、Ⅲ法制度への態度の3要因によって構成されている点線で囲まれた部分である。そのうちⅡ法

規範への態度が、上記の狭義の法意識である。

このモデルでは、広義の法意識を独立変数および従属変数の両者として使用している。まず広義の法意識を独立変数とした場合、紛争経験・行動が従属変数として位置づけられる。つまり広義の法意識が、人びとの紛争経験・行動にどのような影響を与えているかを示すものである。他方、広義の法意識を従属変数と位置づけた場合、これを規定している独立変数は、V一般的な社会的態度、VIマスメディアとの接触、VIIデモグラフィック要因、VIII一般的な社会規範の認知、IXパーソナリティー、の諸変数である。各変数の内容を述べると次のとおりである⁽⁹⁾。

【I 法知識・法関心】法知識とは、実定法の定める内容に関する知識である。他方、法関心は、法律問題や法制度に係るニュースについて見聞きした経験である。

【II 法規範への態度】法規範への態度は、人びとが法規範をどのように評価しているかということである。このモデルにおいて法規範への態度は、1 契約に対する態度、2 法律一般への態度、3 刑罰に対する態度、4 権利に対する態度、からなる下部構造を持っている。

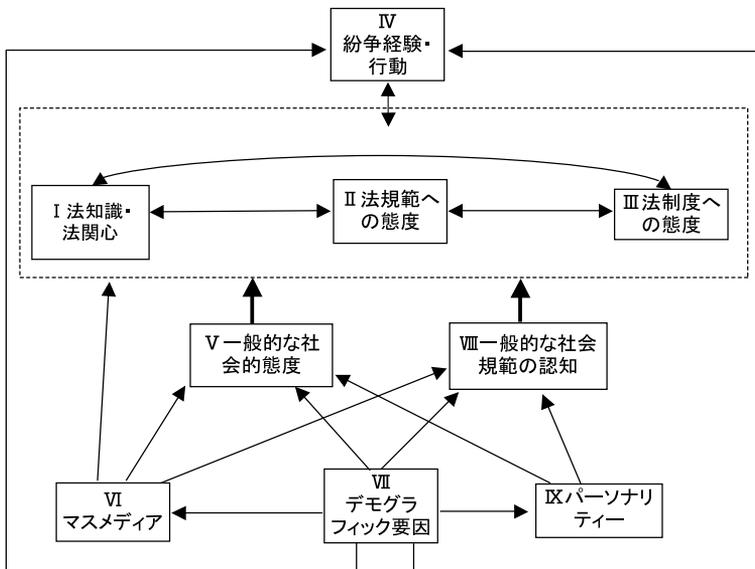


図-1 法意識モデル

第1に契約に対する態度は、契約についての①融通・厳格、②管理的・自主的、③普遍・特定、④不変・変化、⑤有効性、⑥信頼性、⑦心理的距離、の7つの次元における態度を合成したものである。

第2に、法律一般への態度は、①遵法精神と②伝統的態度によって構成されている。遵法精神とは、どのような状況で法律を守るか、あるいは守らないかという態度を意味する。伝統的態度は、公的な権威である法規範に依存する態度である。

第3に刑罰に対する態度は、法の違反者に科される刑罰に対する態度である。

最後に権利に対する態度は、権利を尊重するか、あるいは権利をどのように行使するかといったことについての態度である。

【Ⅲ 法制度への態度】法制度への態度は3つの下位の態度から構成されている。

第1は、裁判制度への態度である。これは①裁判への基本的信頼、②裁判所への心理的障壁、③物理的障壁、④伝統的態度から成り立っている。

第2は、弁護士への態度である。これは対人評価に関する先行研究に基づき、弁護士への①親しみやすさ、②社会的望ましさ、③力動性、から成り立っていると捉えた。

第3は、裁判官への態度である。これについては、弁護士への態度と比較するためにそれと同じ指標を使用し、裁判官への①親しみやすさ、②社会的望ましさ、③力動性の3次元から成り立っていると捉えた。なお、本調査では、弁護士・裁判官と比較するために、大企業の重役に対する態度も尋ねられている。

【Ⅳ 紛争経験・行動】紛争経験・行動と法意識は相互に影響し合っていると考えられる。まず法意識が従属変数である場合、紛争経験・行動の中で、われわれのモデルに影響するのは、①過去の紛争経験の有無、②トラブルの深刻さの程度であると思われる。それに対して、法意識を独立変数とした場合には、紛争経験・行動が従属変数となる。

なお調査の回答者が実際に経験した紛争の詳細については、A02班担当の紛争行動調査において尋ねている。また回答者すべてが実際に紛争を経験していたわけではないので、調査においてはトラブル状況を小話

で設定し、それについて被害者が自分で交渉する場合や、調停制度や裁判を利用する場合の行動を評価させる設問を設けている。この間は基本的には、回答者の言語的表出としての選好（Real Preference に対する Stated Preference）を測定していると考えられる⁽¹⁰⁾。

【V 一般的な社会的態度】一般的な社会的態度は、1 秩序認知、2 進歩的・保守的、3 お上意識の3つの下位の態度から構成されている。

第1の秩序認知は、①紛争についての考え方、②罪に対する態度、③世界観、から成り立つものである。それぞれについて詳しく述べると次の通りである。まず①の紛争についての考え方は、(a)紛争についての解決の結果、(b)解決方法、(c)情緒的な態度、(d)ピアグループの存在、が影響していると想定した。次に、②罪に対する態度については、素朴道徳観が影響するとした。最後の③世界観については正当世界信念が影響すると捉えた。

第2の進歩的・保守的は、社会生活上の新しいことを受け入れる態度を有するかどうかを意味している。

第3のお上意識は、①公共性を国家概念と同一化して捉えているかという意味での福祉国家への支持と、②専門家に依存することの2次元から構成されると捉えた。

【VI マスメディアとの接触】

マスメディアとの接触については、テレビや新聞などでニュース番組を見る程度が影響すると考えた。

【VII 一般的な社会規範の認知】

一般的な社会規範は、①ソーシャルキャピタル、②道徳観を合成したものと捉えた。

第1のソーシャルキャピタルは、①町内会への加入の有無、②互恵性、③共同体感情、④ソーシャルキャピタルの信頼性、⑤共同体内の紛争解決、⑥共同体外の紛争解決、の6つの側面からなる。

第2の道徳観は、道徳に対する態度である。なお実際の質問においては、道徳の典型として約束を取り上げ、それに対する態度を測定している。

【IX パーソナリティー】

パーソナリティーとしては、①権威主義、②集団主義、③心理的負債

感、④自己効力感、が影響すると考えた。

【Ⅶ デモグラフィック要因等】

デモグラフィック要因等は、①性別、②年齢、③学歴、④収入、⑤信仰心、⑥居住地区、から構成されている。

4. 調査票の構成

A01班の部分（法意識調査）は留め置き自記式であり、サンプル数は25,014である。サンプル数が多いので、調査票は1通りではなく、以下のような方式で11バージョン（本稿では調査票の種類をバージョンと呼ぶことにする）の調査票を作成した。以下、それが全体としてどのように構成されているかを説明する。この点は、サンプルが紛争経験者を拾うために非常に多くなっているがゆえに、本法意識調査で工夫した点である。

11バージョンのうち1バージョンは、日本文化会議(1982)の追試を目的としたものであるが、それについての説明は本稿では省略する。

残る10バージョンの調査票については次のような考えに基づいて作成した。

1名の回答者に対して、調査票が長くなることは、回答の信頼性を確保するという観点から避けなければならない。信頼性を考慮すると、想定される最長の回答時間は30分程度である。そこから、1つの調査票の最大項目数は80項目くらいであろうと推定される⁽¹¹⁾。しかしながら、質問項目を単純に複数のグループに分割し、各グループごとの設問からなる異なる設問を掲載した複数の調査票を用いる（複数の調査票の完全な縦割り構成）という方法を取ると、縦割りにされた異なるバージョンに含まれる問相互の関連が探求できなくなるという問題が生じる。

従って、相互の設問項目間の分析が可能になるようにしつつ、調査票のバージョンを増やして全体の設問数を増やさなければならない。そのためには、技術的にはいくつかの方法が考えられるが、我々は以下のような方法によった。

その具体的な手順は以下の通りである。

モデル（図－1参照）を参考にしつつマスター設問項目（バージョン

のいずれかで必ず尋ねる設問項目)を作成した(設問数133問。ただし、別途説明するシナリオ実験による設問を除く)。マスター質問項目は表-3「調査項目一覧」として掲出されている⁽¹²⁾⁽¹³⁾。なお、表-3「調査項目一覧」のローマ数字は、モデル図のローマ数字に対応している。

以下、調査票の構成は若干複雑であるので、表-1、2によりながら、調査票の構成を説明する。

- ① マスター設問項目から、すべてのバージョンに含まれるべき設問と考えられる基本的な設問を22項目抽出した。それをここではAALLと名づける。そのことによって、1群のまとまりのある尺度項目からそれぞれ代表的な項目若干が選ばれることになった。
- ② 基本設問(AALL群)以外の残った設問を、モデルに従って表-1のように、A02群からA06群まで5群に分類する。
- ③ AALLには設問数が多くなりすぎるので入れることができなかった、第2順位の基本的な設問25問をA02-A06から選び、A01群にまとめた。A01群設問は、A02群-A06群から除去されたのではなく、A02群-A06群にもA01群の設問が残されている(なお、便宜的な理由で、25問のうち、5問はA01群のみに出現する設問である)。そのことによって、A01群を構成する設問(ただし、上記5問を除く)はそれ以外の設問(AALL群を構成する設問を除く)に比べて、出現する調査票のバージョンが多くなり、それらが基本的な設問であるという趣旨を満たすことができる。
- ④ この段階では設問はA01群-A06群の6つの群に分けられているが、6群からの組み合わせで調査票を作ると組み合わせの数が多くなりすぎ、調査票管理上適当ではない。

すなわち、6群から3群を組み合わせた場合、組み合わせの数は、 ${}_6C_3=6!/(3! \times 3!)=20$ である。また、この場合には、1調査票の設問数も多くなりすぎる(3群に加えて、AALL群の設問がすべての調査票に置かれる)。また、6群から2群を組み合わせて調査票を作成するという方法では、各調査票の設問数は適正な数になるが、 ${}_6C_2=6!/(2! \times 4!)=15$ であり、15種類調査票ができて、なお、調査票の種類(つまり、サンプルのグループ数)が多すぎると考えられ、調査票管理上不都合である。

- ⑤ 我々としては、適正な組み合わせの数として、K票（現代日本人追試）を除いて、調査票を10種類に収めるべくさらに工夫した。そこで、5群から2群をとる組み合わせは10であるから (${}_5C_2=5!/(2! \times 3!) = 10$)、6群を5群にすることにした。その方法も技術的にはいくつかありうるが、ここでは、A06群の設問をA02群－A05群に適宜分配し、全体の群の数を5に押さえた。また、この手続は、A02群－A05群のうち、設問数の少ないところにA06群の問を多く割り振ることにより、設問数のばらつきの調整にも寄与することになった。

その具体的内容は表－1の通りである。

- ⑥ 次の手順は、A01群－A05群の5群から2群ずつを組み合わせ、調査票の全10バージョンA－Jを作るということである。なお、すべての調査票にAALL群の設問は入れられている。

そのすべての組み合わせは、表－2のようになる。そして、表－2を見ればわかるように、A02群－A05群の設問は、10バージョン中、4回出現する。また、A01群の設問は、A02群－A05群のどこかと重複した問であるから、例えば、A01群あるいはA02群の少なくとも1つが出現する場合の数が7であることから容易にわかるように、10バージョンのうち7回出現する（なお、先ほど説明した5問を除く）。なお、A01群は、A02群－A05群と設問の重複があることになるが、実際の調査票の印刷においては、A01群とA02群－A05群の設問の重複は解消されている。

- ⑦ さらに、我々は、シナリオ実験に基づく小話設問を3問用意した。それらは、操作される変数の組み合わせの数に合わせて、バージョンA－Jに適宜分配した。すなわち小話が掲出されたA－Jがそれぞれ、個々の実験条件に対応していることになる。

表一 1 調査票設問項目 AALL 群— A06群

AALL 群	全22問 (性別、生年、年収の質問を含む) (A01—A05質問群とは重複なし)	
	重要な設問をマスター設問項目から抽出	
A01群	共通項目 (第2順位の重要な設問。全25問) ただし、25問中、20問はA02—A05と重複して掲出されているが、5問はA01にのみ掲出	
A02群	I—1 法知識 5問 I—2 法関心 5問 VI マスメディア 1問 III—1 裁判制度に対する態度 10(1)問 (10問中1問がA01に重複して含まれているという意味。以下同じ) IX 集団主義 4(2)問 IX 権威主義 6(2)問	全31問
A03群	II—1 契約に対する態度 8(1)問 VIII—2 約束に対する態度 8問 IV 紛争体験 5問 VIII 道徳観 1問 VIII 帰属集団 3問 V 紛争に対する態度 5(1)問 V 信仰心 1問 VIII ソーシャル・キャピタル 2(1)問	全33問
A04群	II—2 法律一般への態度 10(3)問 II—3 刑罰への態度 3問 II—4 権利への態度 13(2)問 V 素朴道徳感情 1問 V 正当世界信念 4(1)問	全31問
A05群	III—2 専門家 (弁護士) イメージ 5(1)問 III—3 専門家 (裁判官) イメージ 5(1)問 III—4 重役イメージ 5問 V 市民的自由への態度 4(1)問 IX 心理的負債感 3(1)問 IX 自己効力感 6(2)問	全28問
<hr/>		
A06群	IX パーソナリティ 19問 V 一般的な社会的態度 19問	
	A06群の問はすべて、⑤のステップでA01～A05に分割される。	

表－２ 設問項目の組み合わせ

調査票	質問項目群
A	AALL A01 A02
B	AALL A01 A03
C	AALL A01 A04
D	AALL A01 A05
E	AALL A02 A03
F	AALL A02 A04
G	AALL A02 A05
H	AALL A03 A04
I	AALL A03 A05
J	AALL A04 A05

5. 調査票A－Jバージョン作成の意義

4. に述べたようにかなり複雑な方法で、調査票のバージョンA－Jを作成した。それは、設問項目を完全に縦割りにして構成すると、縦割りにされた別のバージョンに含まれる間相互の関連が探求できなくなるので、そのようなことはないようにするための最善の方法はどうすべきなのかという観点から決められたのである。すなわち、出現頻度の少ない設問でも10バージョンのうち4バージョンには出現し、それぞれ別の組み合わせで設問が埋め込まれているので、欠損値処理のシステムマティックな方法を利用することが可能なのである。この点は我々の研究の（調査の技法において）先駆的な点であると自負している。

6. マスター設問項目について

マスター設問項目を一覧できるような形で、表－3「調査項目一覧」として整理してある。表－3について説明しよう。

(1) 全般的説明

第1に、設問はモデル図に従って整理されている（ページ冒頭のローマ数字が、モデル図のローマ数字に対応している）。従って、現実の調

査票での掲出順序を反映するものではない。

第2に、付録を見ればわかるように（調査票Aバージョンが掲出されている）、設問は問というリード文からなる大問と、それを構成する個々の小問からなっている。表-3で、大問、小問とあるのはその意味である。なお、大問のリード文には、「○は(1)から(*)のそれぞれについて1つずつ」という記述があるが、それは表-3では省略されている。

第3に、A-Jとある列はどの小問がどのバージョンの調査票に掲出されているかを示している部分である。例えば、最初の小問（登記についての知識を問うた設問）は、A、E、F、Gに、12(1)、14(1)、12(1)、14(1)とあるが、その意味は、AとFの調査票では問12の小問1に、EとGでは問14の小問1に現れていることを意味する。

第4に、SPSS変数という列があるが、それは、分析のためにつけられた変数名であって、調査票に掲出されているわけではない。

第5に、表-3の最後の行に、A-J各バージョンの有効回答者数が掲げられている⁽¹⁴⁾。

(2) 心理尺度の利用

本調査票では、法意識に影響を及ぼすと思われる個人差変数をも考慮に入れ、心理尺度（パーソナリティ尺度）を複数種類利用した。第1に、V一般的な社会的態度中の、B10_06_01、B10_10_01、B10_14_01、B10_18_01の4項目は、正当世界尺度である。今野・堀(1998)の同尺度（4項目からなる）を利用した。

第2に、IXパーソナリティ中の、B12_01_01、B12_04_01、B12_08_01は、相川・吉森(1995)の心理的負債感尺度（全18項目）のうちから、3項目を使用している。同18項目の中から、類似の項目を落として9項目を選び、学生をサンプルとした調査を行った。因子分析を実行し、1因子性を確認した上で、因子負荷量の多いものから3項目を選んだ。なお、若干の文言の修正（「私は」を落とすなど）を行っている。

第3に、自己効力感については、成田他(1995)の特性的自己効力感尺度（全23項目）のうち、6項目を使用した（IXパーソナリティ中の、B12_02_01、B12_03_01、B12_05_01、B12_06_01、B12_07_01、B12_09_01）。項目選択の基準は以下の通りである。まず、学生調査で行った全

23項目のデータを因子分析（主因子法、プロマックス回転、固有値1以上）にかけ、複数因子に負荷をする項目を落として因子分析を繰り返し、最終的に3因子解（10項目）を得た（3因子の累積負荷量は58.74%）。第1因子は「計画完遂効力感」（4項目、 $\alpha = .85$ ）、第2因子は「困難克服効力感」（3項目、 $\alpha = .77$ ）、第3因子は「状況統制効力感」（3項目、 $\alpha = .72$ ）とした。なお、質問項目はすべて逆転項目である。本調査で用いた6項目は、これら3因子について、それぞれ因子負荷量の高い2項目ずつを抜き出して使用した。

第4に、IXパーソナリティ中の、B11_01_01以下4項目は、Yamaguchi et al. (1995)における集団主義尺度（改訂版）を一部改変し、学生調査や予備調査データの因子負荷量の大小などを踏まえて、そのうちから4項目を選んだものである。集団主義については多くの研究があるが、ここでは回答者が属する内集団での態度を問う項目を、予備調査の結果を踏まえた上で選んだ。また、予備調査では、内集団をイメージしやすいように、「集団」に代えて「グループ」や「友人」という用語を用いた質問文も作成し相互比較したが、回答傾向に違いはみられなかったので最終的には「集団」という用語に統一した⁽¹⁵⁾。

第5に、B13_01_01以下6項目は、Adorno et al. (1950)がまとめ、それ以来、権威主義的パーソナリティの尺度として、多くの改変をされながら用いられているF-Scaleから、学生予備調査、一般サンプル予備調査を経て、因子負荷量の大小や内容的な妥当性を踏まえて選んだ項目である。なお、オリジナルのF-Scaleには、現代では倫理的に妥当でないような項目や言回し・用語が古めかしかったりする項目が含まれており、訳出にあたっては、アドルノ（1950=1980:95-7）の先行訳も参考にしながら、現代日本社会に適合するように注意を払った。

(3) シナリオ実験

シナリオ実験は3種類ある。表-3のXシナリオ実験に、3つの小話が、それぞれ各条件群ごとに掲出されているが、表からでは条件の違いがわかりにくいので、条件と調査票のバージョンの対応関係を中心に、ここで簡単に補足しておこう。

(i) 子どものけんか小話

実験計画は4×2の被験者間・内混合計画である。被験者間配置された第1要因は、責任判断をする際の判断材料となる追加情報の種類であり、コントロール条件（追加情報無し）／被害重大条件／管理者過失条件／被害者側過失条件の4水準である。被験者内配置された第2要因は石村他編著（1986）に基づく責任判断の認知過程であり、責任帰属／責任負担の2水準である。被験者間条件と調査票のバージョンの対応関係は以下の通りである（なお、被験者内条件は、バージョンにより内容が異なるということはない）。

コントロール条件（追加情報無し）	Aバージョン
被害重大条件	Bバージョン
管理者過失条件	Cバージョン
被害者側過失条件	Dバージョン

(ii) 中古車売買小話

実験計画は2×3の被験者間計画である。第1要因は契約の相手方であり、ディーラー／友人の2水準である。第2要因は契約の形式であり、口頭みの契約／手付けを払っている／契約内容を記した文書を作成しているの3水準である。条件と調査票のバージョンの対応関係は以下の通りである。

ディーラー／口頭条件	Bバージョン
ディーラー／手付け条件	Eバージョン
ディーラー／文書条件	Gバージョン
友人／口頭条件	Hバージョン
友人／手付け条件	Iバージョン
友人／文書条件	Jバージョン

(iii) 空き地小話

実験計画は2×2×2の被験者間計画である。第1要因は共同体関係であり、顔見知り／知り合いではないの2水準である。第2要因は所有者の意思の明示であり、立て札の有無の2水準である。第3要因は、利用形態であり、家庭菜園／遊び場の2水準である。条件と調査票のバージョンの対応関係は以下の通りである。

顔見知り／立て札あり／遊び場条件	Aバージョン
顔見知り／立て札あり／家庭菜園条件	Cバージョン

顔見知り／立て札なし／遊び場条件	Dバージョン
顔見知り／立て札なし／家庭菜園条件	Eバージョン
不知／立て札あり／遊び場条件	Fバージョン
不知／立て札あり／家庭菜園条件	Gバージョン
不知／立て札なし／遊び場条件	Hバージョン
不知／立て札なし／家庭菜園条件	Jバージョン

7. 調査票のレイアウト

調査票A-Jのうち、Aバージョンを付録としてそのまま印刷しているので参照されたい⁽¹⁶⁾。

表一 3 調査項目一覧

I 法知識・法関心				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
SPSS 変数	大問	小問	選択肢										
B01_01_01	以下の文章は正しいと思いますか、まちがいだと思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。	土地や建物は、法的には登記のある人がその所有者である	1 まちがいだと思う 2 たぶんまちがいだと思う 3 たぶん正しいと思う 4 正しいと思う 6 わからない	12(1)				14(1)	12(1)	14(1)			
B01_02_01		正式の婚約といえども、男女の関係は自由な意思に基づくものであるから、破棄するのは自由であり、損害賠償などを払う必要はない		12(2)				14(2)	12(2)	14(2)			
B01_03_01		たとえ子どもが成人していても、子どもが借りた借金は親にも返す義務がある		12(3)	16	15	15	14(3)	12(3)	14(3)	14	14	14
B01_04_01		1000万円と書くつもりでまちがえて契約書に100万円と書いたのに、いったん署名・捺印してしまったら、あとから訂正することはできない		12(4)				14(4)	12(4)	14(4)			
B01_05_01		日本において弁護士に頼まずに裁判を起こすことは法律で認められていない		12(5)				14(5)	12(5)	14(5)			
B02_01_01	あなたは以下のようなことから、おききになりましたか。もっともあてはまるものに○をつけてください。	数年後から弁護士の数が大幅に増えること	1 きいたことはない 2 たぶんきいたことがある 3 きいたのはまちがいないが中身は覚えていない 4 きいたことがあり中身を少しは覚えている 5 きいたことがあり中身をかなり覚えている 6 わからない	13(1)				15(1)	13(1)	15(1)			
B02_02_01		条例で路上の喫煙を禁止している地域があること		13(2)				15(2)	13(2)	15(2)			
B02_03_01		裁判員制度について		13(3)				15(3)	13(3)	15(3)			
B02_04_01		一部の国では同性同士の結婚が許されていること		13(4)				15(4)	13(4)	15(4)			
B02_05_01		消費者契約法について		13(5)	17	16	16	15(5)	13(5)	15(5)	15	15	15

表一 3 調査項目一覧

II 法規範への態度		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				
B03_01_01	あなたは「法的に契約を結ぶこと」はどのようなものだと思いますか。次のAとBの意見のうち、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	A：内容は具体的にキッチリ決めておく方がよいと思う B：内容はゆうずうがきくようにしておく方がよいと思う		1 Aの意見に強く賛成 2 Aの意見に賛成 3 どちらかといえばAの意見に賛成		1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)				
B03_02_01		A：自分から進んで守るものだと思う B：仕方がなく守るものだと思う		4 どちらかといえばBの意見に賛成		1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)				
B03_03_01		A：何かのときに役に立つ B：何かのときに役に立たない		5 Bの意見に賛成 6 Bの意見に強く賛成		1(3)	1(3)	1(3)	1(3)	1(2)	1(2)	1(3)	1(3)	1(2)	
B03_04_01		A：好ましい感じがする B：嫌な感じがする					1(4)		1(4)		1(4)	1(4)			
B03_05_01		A：内容どおりに適用される B：内容どおりには適用されない					1(5)		1(5)		1(5)	1(5)			
B03_06_01		A：相手と対等なものとして扱われる B：相手と対等なものとして扱われない					1(6)		1(6)		1(6)	1(6)			
B03_07_01		A：効力はどのような場合も同じである B：効力は場合、場合で異なる					1(7)		1(7)		1(7)	1(7)			
B03_08_01		A：信頼できるものだと思う B：信頼できないものだと思う					1(8)		1(8)		1(8)	1(8)			
B05_01_01		あなたは「法律」や「権利」をそれぞれのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。	法律を破ったとき、強制的に従わされる		1 まったくそう思わない 2 そう思わない		2(1)	3(1)	2(1)	2(1)	2(1)	3(1)	2(1)		
B05_02_01	人びとは、社会の秩序を維持するために法律を守っている		3 どちらかといえばそう思わない		2(2)	3(2)	2(2)	2(2)	3(1)	2(2)	2(1)	3(2)	3(1)	2(2)	
B05_03_01	法律は強い立場の人の味方である		4 どちらかといえばそう思う				2(3)		2(3)		3(3)		2(3)		
B05_04_01	法律を破ったのがばれなければ守らなくてもよい		5 そう思う		2(3)	3(3)	2(4)	2(3)	3(2)	2(4)	2(2)	3(4)	3(2)	2(4)	
B05_05_01	人びとは、すべての人の利益になるから、法律を守っている		6 強くそう思う				2(5)		2(5)		3(5)		2(5)		
B05_06_01	法律はどんなときでも守らなければならない						2(6)		2(6)		3(6)		2(6)		
B05_07_01	法律があればトラブルが起きたときに楽である				2(4)	3(4)	2(7)	2(4)	2(7)		3(7)		2(7)		
B05_08_01	人びとは、罰せられることをさげるために、法律を守っている				2(5)	3(5)	2(8)	2(5)	2(8)		3(8)		2(8)		
B05_09_01	公正ではない法律は、守らないことが正しい						2(9)		2(9)		3(9)		2(9)		
B05_10_01	人びとは、国の命令だから法律を守っている						2(10)		2(10)		3(10)		2(10)		
B05_11_01	権利を主張して、まわりの人とギスギスするべきではない				2(6)	3(6)	3(1)	2(6)	3(3)	3(1)	2(3)	4(1)	3(3)	3(1)	

[17]

北法57(3・520) 1516

表一 3 調査項目一覧

II 法規範への態度 (続)				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B05_12_01	あなたは「法律」や「権利」をそれぞれのようなのだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。	商品を買って不良品だと思ったら、自分なら黙っていずに消費者の権利を主張する	1 まったくそう思わない 2 そう思わない 3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う	2(7)	3(7)	3(2)	2(7)	3(4)	3(2)	2(4)	4(2)	3(4)	3(2)
B05_13_01		恵まれない人びとにこそたくさん権利が与えられるべきだ	3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う			3(3)			3(3)		4(3)		3(3)
B05_14_01		大事なものは権利より仲良く話し合うことだ	4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う			3(4)			3(4)		4(4)		3(4)
B05_15_01		権利を行使することは自分のためだけではなく、後に続く他人のためにもなる	4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う			3(5)			3(5)		4(5)		3(5)
B05_16_01		日本の法律では権利という言葉は少なくてもよい				3(6)			3(6)		4(6)		3(6)
B05_17_01		財産のある人は権利に敏感だろう			2(8)	3(8)	3(7)	2(8)	3(7)		4(7)		3(7)
B05_18_01		私は自分の権利は自分で守る					3(8)		3(8)		4(8)		3(8)
B05_19_01		選挙権は権利の中でも非常に重要なものだ					3(9)		3(9)		4(9)		3(9)
B05_20_01		権利を主張する人とはずうずうしい人というのと同じ意味だ					3(10)		3(10)		4(10)		3(10)
B05_21_01		権利の主張は正義になかったことだ			2(9)	3(9)	3(11)	2(9)	3(11)		4(11)		3(11)
B05_22_01		私は権利ということばをよく理解できない					3(12)		3(12)		4(12)		3(12)
B05_23_01		思想信条の自由が政府の政策によって侵されそうになったら、自分も抗議行動に参加する					3(13)		3(13)		4(13)		3(13)
B09_01_01		罪を犯した人を刑務所に入れる理由として、次のような意見にそれぞれどの程度賛成ですか、反対ですか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	罪を犯したぶんだけその犯罪者に苦痛を与えるのは当然である	1 強く反対 2 反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 賛成 6 強く賛成			7(1)		7(1)		10(1)		9(1)
B09_02_01			罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起ることを抑制する	5 賛成 6 強く賛成			7(2)		7(2)		10(2)		9(2)
B09_03_01		守るべき法・社会的ルールをみんなで再確認する				7(3)		7(3)		10(3)		9(3)	

表一 3 調査項目一覧

Ⅲ 法制度への態度				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
B06__01_01	あなたは「裁判」をどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。	裁判所はすべての人々に、正義にかなった裁判を保証してくれる	1 まったくそう思わない 2 そう思わない 3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う	3(1)	4(1)	4(1)	3(1)	4(1)	4(1)	3(1)	5(1)	4(1)	4(1)		
B06_02_01		裁判所という場所に行くこと自体なんだかこわい		3(2)				4(2)	4(2)	3(2)					
B06_03_01		裁判に時間がかかるのはしかたがない		3(3)					4(3)	4(3)	3(3)				
B06_04_01		裁判になったら裁判官にまかせておけばよい		3(4)	4(2)	4(2)	3(2)	4(4)	4(4)	3(4)	3(4)	5(2)	4(2)	4(2)	
B06_05_01		裁判をおこすにはよほどの決心が必要だ		3(5)	4(3)	4(3)	3(3)	4(5)	4(5)	3(5)	5(3)	4(3)	4(3)		
B06_06_01		裁判では、自分たちが熱心に主張すれば、裁判官はわかってくれるだろう		3(6)	4(4)	4(4)	3(4)	4(6)	4(6)	3(6)					
B06_07_01		裁判に多額のお金がかかるのはしかたがない		3(7)				4(7)	4(7)	3(7)					
B06_08_01		裁判になったら弁護士にまかせておけばよい		3(8)				4(8)	4(8)	3(8)					
B06_09_01		裁判の結果には、不満があってもしかたがない		3(9)				4(9)	4(9)	3(9)					
B06_10_01		裁判は、当事者や弁護士が中心ではなく、裁判官が中心となって進められるべきだ		3(10)				4(10)	4(10)	3(10)					
B07_01_01	あなたは「弁護士」、「裁判官」、「大企業の重役」という職業をそれぞれどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。	弁護士はトラブルの時は自分の味方になってくれる	1 まったくそう思わない 2 そう思わない 3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う	4(1)	5(1)	5(1)	4(1)			4(1)		5(1)	5(1)		
B07_02_01		弁護士は自分より下の人を見下している					4(2)			4(2)		5(2)	5(2)		
B07_03_01		弁護士と知り合いなら得することがある					4(3)			4(3)		5(3)	5(3)		
B07_04_01		弁護士という職業は好感が持てる		4(2)	5(2)	5(2)	4(4)	5(1)	5(1)	4(4)	6(1)	5(4)	5(4)		
B07_05_01		弁護士はたよりになる					4(5)			4(5)		5(5)	5(5)		
B07_06_01		裁判官はトラブルの時は自分の味方になってくれる		4(3)	5(3)	5(3)	5(1)			5(1)		6(1)	6(1)		
B07_07_01		裁判官は自分より下の人を見下している					5(2)			5(2)		6(2)	6(2)		
B07_08_01		裁判官と知り合いなら得することがある					5(3)			5(3)		6(3)	6(3)		
B07_09_01		裁判官という職業は好感が持てる		4(4)	5(4)	5(4)	5(4)	5(2)	5(2)	5(4)	6(2)	6(4)	6(4)		
B07_10_01		裁判官はたよりになる					5(5)			5(5)		6(5)	6(5)		

[19]

北法57(3・518) 1514

表一 3 調査項目一覧

Ⅲ 法制度への態度 (続)				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B07_11_01	あなたは「弁護士」、「裁判官」、「大企業の重役」という職業をそれぞれどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。	大企業の重役はトラブルの時は自分の味方になってくれる	1 まったくそう思わない 2 そう思わない 3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う				6(1)			6(1)		7(1)	7(1)
B07_12_01		大企業の重役は自分より下の人を見下している					6(2)			6(2)		7(2)	7(2)
B07_13_01		大企業の重役と知り合いなら得することがある					6(3)			6(3)		7(3)	7(3)
B07_14_01		大企業の重役という職業は好感が持てる					6(4)			6(4)		7(4)	7(4)
B07_15_01		大企業の重役はたよりになる					6(5)			6(5)		7(5)	7(5)

表一 3 調査項目一覧

Ⅳ 紛争体験		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
B08_01_01	Aさんが道路を歩いていたら、知らない人の乗っている自転車から後ろからAさんにおつかり、Aさんは転んでけが(全治2ヶ月の骨折)をしてしまいました。Aさんは、自転車でぶつかった人に治療費を払ってもらいたいのですが、その人は払おうとしません。	何もせずようすをみる		6(1)			6(1)		7(1)	8(1)			
B08_01_02		自分で交渉する		5(1)	6(2)	6(1)	7(1)	6(2)	6(1)	7(1)	7(2)	8(2)	8(1)
B08_01_03		家族や知人に交渉を任せる		5(2)	6(3)	6(2)	7(2)	6(3)	6(2)	7(2)	7(3)	8(3)	8(2)
B08_01_04		弁護士に交渉を任せる		5(3)	6(4)	6(3)	7(3)	6(4)	6(3)	7(3)	7(4)	8(4)	8(3)
B08_01_05	このような場合に、Aさんが次のような行動をとることをどう考えますか。	調停制度や裁判を利用する		6(5)			6(5)			7(5)	8(5)		

[21]

表一 3 調査項目一覧

V 一般的な社会的態度				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
B10_01_01	以下のさまざまな文章について、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	争いごとは円満に解決することが大切である	1 まったくそう思わない 2 そう思わない 3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う	6(1)	9(1)	8(1)	8(1)	9(1)	8(3)	8(1)	11(1)	11(1)	10(1)	
B10_02_01		良いおこないをしたときも、悪いおこないをしたときも神や仏はこれを知っている				8(2)			8(1)		11(2)		10(2)	
B10_03_01		わたしは新しい生活スタイルや考え方を受け入れるほうだ					8(2)				8(2)		11(2)	10(3)
B10_04_01		国立と私立を比べれば、病院にしても大学にしてもなんとなく国立の方が信頼できるような気がする			6(2)	9(2)	8(3)	8(3)						
B10_05_01		争いごとになった場合、相手に直接自分の意見を主張するのは好ましくない				9(3)			9(2)			11(3)	11(3)	
B10_06_01		この世の中では、努力はいつか報われるようになっている			6(3)	9(4)	8(4)	8(4)		8(2)		11(4)		10(4)
B10_07_01		結婚した夫婦が別々の名字を名乗ることを認めるべきである						8(5)			8(3)		11(4)	10(5)
B10_08_01		政府は私たち国民を守ってくれて当然だ			6(4)	9(5)	8(5)	8(6)						
B10_09_01		争いごとになったときは、誰かに間に入ってもらって問題を解決するのがよい			6(5)	9(6)	8(6)	8(7)	9(3)			11(5)	11(5)	
B10_10_01		この世の中では、努力や実力が報われない人が数多くいる					8(7)			8(4)		11(6)		10(6)
B10_11_01		人の生き方が自分の生き方と異なってもそれに口出しすべきでないと思う			6(6)	9(7)	9(1)	9(1)			8(4)		11(6)	10(7)
B10_12_01		なにごともお上にまかせるといふ日本人の姿勢が日本を悪くしてきたように思う			6(7)	10(1)	9(2)	9(2)						
B10_13_01		争いごとと聞くとこわい感じがする				10(2)			9(4)			11(7)	11(7)	
B10_14_01		この世の中では、悪いことをしたものは必ずそのむくいを受ける					9(3)			8(5)		11(8)		10(8)
B10_15_01		私が理解できないような生き方をしている人はどこかおかしいと思う						9(3)			8(5)		11(8)	10(9)
B10_16_01		トラブルになっても専門家まかせにはだめだ			6(8)	10(3)	9(4)	9(4)						

表一 3 調査項目一覧

V 一般的な社会的態度(続)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
B10_17_01	以下のさまざまな文章について、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	争いごとをすると家族にめいわくをかけると思う	1 まったくそう思わない 2 そう思わない 3 どちらかといえばそう思わない	10(4)		9(5)			11(9)	11(9)		
B10_18_01		この世の中では、悪いことや間違っただけでも見逃される人が数多くいる	4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う		9(5)		8(7)		11(10)		10(10)	
B10_19_01		なにごととも、自分でしようと思わないで、その道のプロにまかせた方がよい		6(9)	10(5)	9(6)	9(5)	9(6)	8(6)	11(11)	11(10)	10(11)
B10_20_01		なにかにつけ、人と対立するような人が増えてきたように思う		6(10)	10(6)	9(7)	9(6)					
B15_02_01	あなたご自身についておたずねします。もっともあてはまるものに○をつけてください。	あなたは、信仰心があつまいほうだと思いますか	1 あつくない 2 どちらかといえばあつくない 3 どちらかといえばあつい 4 あつい		18(1)			16(2)		16(1)	16(1)	

[23]

表－3 調査項目一覧

		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
M	マスメディア	テレビや新聞などでニュースをどのくらい熱心にみていますか									
	あなたご自身についておたずねします。もつともあてはまるものに○をつけてください。	1 ほとんどみていない 2 みているが熱心ではない 3 熱心にみている 4 とても熱心にみている									
	B15_01_01	14(1)				16(1)	14	16			

表一 3 調査項目一覧

Ⅶ 一般的な社会規範の認知			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B04_01_01	あなたは「人と約束を結ぶこと」はどのようなものだと思いますか。次のAとBの意見のうち、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	A：内容は具体的にキッチリ決めておく方がよいと思う B：内容はゆうずうがきくようにしておく方がよいと思う	1 Aの意見に強く賛成 2 Aの意見に賛成 3 どちらかといえばAの意見に賛成	2(1)			2(1)			2(1)	2(1)	
B04_02_01		A：自分から進んで守るものだと思う B：仕方がなく守るものだと思う	4 どちらかといえばBの意見に賛成 5 Bの意見に賛成	2(2)			2(2)			2(2)	2(2)	
B04_03_01		A：何かのときに役に立つ B：何かのときに役に立たない	6 Bの意見に強く賛成	2(3)			2(3)			2(3)	2(3)	
B04_04_01		A：好ましい感じがする B：嫌な感じがする		2(4)			2(4)			2(4)	2(4)	
B04_05_01		A：内容どおりに適用される B：内容どおりに適用されない		2(5)			2(5)			2(5)	2(5)	
B04_06_01		A：相手と対等なものとして扱われる B：相手と対等なものとして扱われない		2(6)			2(6)			2(6)	2(6)	
B04_07_01		A：効力はどのような場合も同じである B：効力は場合、場合で異なる		2(7)			2(7)			2(7)	2(7)	
B04_08_01		A：信頼できるものだと思う B：信頼できないものだと思う		2(8)			2(8)			2(8)	2(8)	
B08_02_01	あなたは「暴力を加えられている人を見たのにその人を助けないと罰金を科す」という法律を作ること賛成ですか、それとも反対ですか。		1 強く反対 2 反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 賛成反対 6 強く賛成	7			7			8	9	

[25]

表一 3 調査項目一覧

Ⅶ 一般的な社会規範の認知 (続)			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B08_03_01	a. 家族以外であなたが一番ほんばんにおつきあひがある方々は次の中のどれですか。	<ol style="list-style-type: none"> 1 親戚の人たち 2 近所の人たち 3 趣味や習い事やよく行くお店で知り合った人たち 4 以前、仕事の関係で知り合った人たち 5 現在の仕事や職場での知り合い 6 卒業した学校で知り合った人たち 7 現在通っている学校での知り合い 8 子ども同士が友だちで知り合った人たち 9 その他 10 家族以外につきあひはない→ b, c はとばして次の間に進んでください。 		8(a)			8(a)			9(a)	10(a)	
B08_03_02	b. 上のaで回答した人たちの間で、多額の金銭の貸し借りをめぐってあらそいがおこったとします。その人たちが解決のために、それぞれの家族以外で相談すべきなのはだれだとお考えになりますか。	<ol style="list-style-type: none"> aで答えた人たちの中 1 まとめ役の人 2 まとめ役以外の人 その人たち以外 3 親しい人 4 警察・市役所・町村役場などの公的機関 5 弁護士や司法書士 6 その他 		8(b)			8(b)			9(b)	10(b)	
B08_03_03	c. aで回答した人たちの中に、見知らぬ会社から、覚えのない高額の請求書が送られてきた人がいたとします。この問題を解決するために、家族以外の人に相談すべきなのはだれだとお考えになりますか。	<ol style="list-style-type: none"> aで答えた人たちの中 1 まとめ役の人 2 まとめ役以外の人 その人たち以外 3 親しい人 4 警察・市役所・町村役場などの公的機関 5 弁護士や司法書士 6 その他 		8(c)			8(c)			9(c)	10(c)	

表 1-3 調査項目一覧

Ⅷ 一般的な社会規範の認知 (続)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B15_03_01	あなたご自身についておたずねします。もつともあてはまるものに○をつけてください。	同じ町内や、アパートの隣近所の方など地元の人とおつきあひがありますか	(1) ない (2) あまりない (3) ぶつう (4) かなりある (5) 非常にある	17	17	17	16(3)		16(2)	16(2)	
B15_04_01		あなたはお住まいになっている地域の町内会の仕事をしなければならなくなつたとき、ひきうけますか	(1) ひきうけない (2) たぶんひきうけない (3) たぶんひきうける (4) ひきうける				16(4)		16(3)	16(3)	

表一 3 調査項目一覧

K パーソナリティ			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
B11_01_01	ここでは、あなたが普段の集まりの中でどのように行動するかについておたずねします。 以下の各文章について、自分の行動や考え方ももっともあてはまるものに○をつけてください。	集団の仲間と意見の不一致を生じないように気をつける	1 まったくあてはまらない 2 あてはまらない 3 どちらかといえばあてはまらない 4 どちらかといえばあてはまる 5 あてはまる 6 よくあてはまる	7(1)				10(1)	9(1)	9(1)				
B11_02_01		集団の仲間の望むように行動する必要はないと思う		7(2)	11(1)	10(1)	10(1)	10(2)	9(2)	9(2)				
B11_03_01		自分の集団がまちがっているときには、集団を支持しない		7(3)					10(3)	9(3)	9(3)			
B11_04_01		集団の仲間と意見がひどくちがっているときは、仲間と反対の意見を主張する		7(4)	11(2)	10(2)	10(2)	10(4)	9(4)	9(4)				
B12_01_01	以下の各文章について、あなたにもっともあてはまるものに○をつけてください。	人におごってもらったら、次は私がおごるようにしている	1 まったくあてはまらない 2 あてはまらない 3 どちらかといえばあてはまらない 4 どちらかといえばあてはまる 5 あてはまる 6 よくあてはまる	8(1)	12(1)	11(1)	11(1)		10(1)		12(1)	11(1)		
B12_02_01		新しいことを始めようと決めても、出だしでつまずくとすぐにあきらめてしまう					11(2)		10(2)		12(2)	11(2)		
B12_03_01		友達になりたい人でも、友達になるのが大変な人はすぐにやめてしまう					11(3)		10(3)		12(3)	11(3)		
B12_04_01		人に何かをしてもらったら、その人にお返しをするようにしている					11(4)		10(4)		12(4)	11(4)		
B12_05_01		困難に出合うのを避ける					11(5)		10(5)		12(5)	11(5)		
B12_06_01		重要な目標を決めても、めったに成功しない					11(6)		10(6)		12(6)	11(6)		
B12_07_01		非常にややこしく見えることには、手を出そうとは思わない		8(2)	12(2)	11(2)	11(7)		10(7)		12(7)	11(7)		
B12_08_01		たとえ嫌いな人にも世話になったらお返しをする					11(8)		10(8)		12(8)	11(8)		
B12_09_01		すぐにあきらめてしまう		8(3)	12(3)	11(3)	11(9)		10(9)		12(9)	11(9)		

表一 3 調査項目一覧

	Ⅸ パーンナリティ (続)										
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
B13_01_01	9(1) 3(1)		12(1)	12(1)	11(1)	10(1)	11(1)				
B13_02_01	9(2)				11(2)	10(2)	11(2)				
B13_03_01	9(3)	13(2)	12(2)	12(2)	11(3)	10(3)	11(3)				
B13_04_01	9(4)				11(4)	10(4)	11(4)				
B13_05_01	9(5)				11(5)	10(5)	11(5)				
B13_06_01	9(6)				11(6)	10(6)	11(6)				

表-3 調査項目一覧

X	シナリオ実験	けが小話	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
B14_01_01	以下の文章を読んで、質問にお答えください。 5歳のAちゃん、Bちゃん、Cちゃんが、市が管理する公園の砂場で遊んでいました。Cちゃんの母親が3人のとき、Aちゃんが使っていたバケツをBちゃんが力づくで奪取りしてしまいました。Aちゃんは怒って、砂場に落ちていたコンクリート片でBちゃんを殴ってしまいました。Bちゃんは目の上を5針縫うケガをしてしまいました。 (a) Bちゃんがケガをしたことについて、以下の人や市はそれぞれどの程度悪いと思いますか。 (コントロール条件) (b) あなたはBちゃんの治療費・通院費は、どれがどの程度負担すべきだと思いますか。	殴ったAちゃん	10a(1)	14a(1)	13a(1)	13a(1)							
B14_01_02		先に奪取りしたBちゃん	10a(2)	14a(2)	13a(2)	13a(2)							
B14_01_03		けんかを止められなかったCちゃんの母親	10a(3)	14a(3)	13a(3)	13a(3)							
B14_01_04		公園の砂場を安全に管理していた市	10a(4)	14a(4)	13a(4)	13a(4)							
B14_02_01	あなたにはBちゃんの治療費・通院費は、どれがどの程度負担すべきだと思いますか。	殴ったAちゃんの親	10b(1)										
B14_02_02		先に奪取りしたBちゃんの親	10b(2)										
B14_02_03		けんかを止められなかったCちゃんの母親	10b(3)										
B14_02_04		公園の砂場を安全に管理していた市	10b(4)										

表一 3 調査項目一覧

X シナリオ実験 (続) けが小話				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
B14_02_01	(結果重大条件) Bちゃんは、このケガが原因で視力が大きく低下し、今後長く通院・治療が必要となりました。 (b) あなたは、Bちゃんの治療費・通院費は、だれがどの程度負担すべきだと思いますか。	殴ったAちゃんの親	1 まったく負担しなくてよい 2 少し負担するべきだ 3 ある程度負担するべきだ 4 かなり負担するべきだ 5 ほとんどを負担するべきだ		14b(1)									
B14_02_02		先に横取りしたBちゃんの親			14b(2)									
B14_02_03		けんかを止められなかったCちゃんの母親			14b(3)									
B14_02_04		公園の砂場を安全に管理していなかった市			14b(4)									
B14_02_01	(市過失条件) 落ちていたコンクリート片は、市の担当者が1週間前に気がついていてのに、撤去するのを怠っていたものでした。 (b) あなたは、Bちゃんの治療費・通院費は、だれがどの程度負担すべきだと思いますか。	殴ったAちゃんの親	1 まったく負担しなくてよい 2 少し負担するべきだ 3 ある程度負担するべきだ 4 かなり負担するべきだ 5 ほとんどを負担するべきだ			13b(1)								
B14_02_02		先に横取りしたBちゃんの親				13b(2)								
B14_02_03		けんかを止められなかったCちゃんの母親					13b(3)							
B14_02_04		公園の砂場を安全に管理していなかった市					13b(4)							
B14_02_01	(B親過失条件) Bちゃんをよく友達のことを横取りしていました。Bちゃんの親はBちゃんをしかつたことがありませんでした。 (b) あなたは、Bちゃんの治療費・通院費は、だれがどの程度負担すべきだと思いますか。	殴ったAちゃんの親	1 まったく負担しなくてよい 2 少し負担するべきだ 3 ある程度負担するべきだ 4 かなり負担するべきだ 5 ほとんどを負担するべきだ				13b(1)							
B14_02_02		先に横取りしたBちゃんの親					13b(2)							
B14_02_03		けんかを止められなかったCちゃんの母親						13b(3)						
B14_02_04		公園の砂場を安全に管理していなかった市						13b(4)						

[31]

表一 3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	契約内容 (ディーラー/口頭条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_03_01	Aは、たまたま通りかかった外車ディーラーBのとこで、すっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を見つけてきました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しという条件で中古車を買ったことを口頭で約束しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示しました。Cに、その車を購入できないうちに、Aはその車を輸入業者に売却してしまおうと、AはBに売却を勧めました。このように、あなたも近いうちに考えてみてください。	Aはお金をだましとられたわけではな いのだから、Bに謝ってもらえば済む ことだ Bは契約を破ったのだから、Aに賠償 金を支払うべきである 自由競争の世界なのだから、高い金額 を提示した人に売ることが何れも悪いこ とではない Bは650万円でAに売るとい約束を現 した以上、Aより条件のいい相手が現 れない AとBとの約束はどの程度法的な契 約という感じがしましたか	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらからかといえは反対 4 どちらからかといえは賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成	15(1)								
B14_03_02				15(2)								
B14_03_03				15(3)								
B14_03_04				15(4)								
B14_03_05				15(5)								

表一 3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	契約物語 (ディーラー/文書条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_03_01	Aは、たまたま通るかかった外車ディーラーBのところで、ずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を見つけた。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということでその中古車を買い取った。AはBと、そのむねを話し、Bは750万円で購入価格を提示したが、Bは750万円を売ってしま	Aはお金をだましとられたわけでは無いのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである 自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売ることがは何か悪いことではない Bは650万円に売るといふ約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならぬ AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成						12(1)			
B14_03_02									12(2)			
B14_03_03									12(3)			
B14_03_04									12(4)			
B14_03_05			1 まったく法的ではない 2 あまり法的ではない 3 どちらかといえば法的でない 4 どちらかといえば法的である 5 かなり法的である 6 非常に法的である						12(5)			

表 1-3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	契約内容 (友人/口頭条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_03_01	Aは、カーマニアの友人仲間であるBが、Aがずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放したことがあったことを知りました。AはBと、価格を650万円、2週間後に引き渡すことと口頭で中古車を買ったところから、数日後にBは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなかった。このような状況について、あなたはどう思っていますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	Aはお金をだまされたとわけてはなないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである 自由競争の世界なのだから、高い金額とでは無い Bは650万円でAに売るといふ約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければいけない AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらからかというえば反対 4 どちらからかというえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成							12(1)		
B14_03_02												
B14_03_03												
B14_03_04												
B14_03_05												

表一 3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	契約物語 (友人/手付け条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_03_01	Aは、ガーマニアの友人仲前であるBが、Aがすつと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放したことが、Aを知りました。AはBと、価格を650万円、2週間後に引き渡すことと、価格Aは代金をなお一部として100万円をBに渡しました。ところが、数日後、Bは750万円の輸入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなり、100万円を返してもらっただけでした。このような状況について、あなたはどう思いますか、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	Aはお金をだまされたとわけてはほないのだから、Bに謝ってもらえれば済むことだ Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである 自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売ることがは何か悪いことではない Bは650万円でAに売るとい約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならぬ AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成									
B14_03_05			1 まったく法的ではない 2 あまり法的ではない 3 どちらかといえば法的ではない 4 どちらかといえば法的である 5 かなり法的である 6 非常に法的である								I3(1)	
											I3(2)	
											I3(3)	
											I3(4)	
												I3(5)

表 1-3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	契約内話	(友人/文書条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
B14_03_01	Aは、カーマニアの友人仲間であるBが、Aがずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放したことがあったことを知りました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということに合意しました。AはBと、価格を自由競争の世界なので、高い金額を支払うべきであることでは無い	Aはお金をだまされただけではないのだから、Bに騙ってもらえれば済むことだ Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである 自由競争の世界なので、高い金額を支払うべきであることでは無い	Aはお金をだまされただけではないのだから、Bに騙ってもらえれば済むことだ Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである 自由競争の世界なので、高い金額を支払うべきであることでは無い	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかかというええは賛成 4 どちらかかというええは賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成									12(1)	
B14_03_02														12(2)
B14_03_03														12(3)
B14_03_04														12(4)
B14_03_05		AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1 まったく法的ではない 2 あまり法的ではない 3 どちらかかというええは法的ではない 4 どちらかかというええは法的である 5 かなり法的である 6 非常に法的である										12(5)

表 3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	土地小話 (顔見知り/立て札あり/家庭菜園条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_04_01	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には「私有地につき立ち入り、その空き地の境界にはさくも作ってありません。その空き地の一部を近所の人がかつてに家庭菜園にしています。なみ田について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う 他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない 地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべき この程度のことので、地主があれば文句をつけるべきではない			14(0)							
B14_04_02					14(2)							
B14_04_03					14(3)							
B14_04_04					14(4)							

表一 3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	土地小話 (顔見知り/立て礼なし/遊び専条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_04_01	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りも禁止する立て礼もなくもありませぬ。その空き地は近所の子どもたちが、かつてに遊び場に使っています。このような状況について、あなたの考えにもついても近いものに○をつけてください。	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う 他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない 地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべき この程度のことです、地主があれこれ文句をつけるべきではない	まったく反対 1 2 かなり反対 3 4 どちらからかというえは賛成 5 6 かなり賛成 7 8 非常に賛成			M(1)						
B14_04_02						M(2)						
B14_04_03						M(3)						
B14_04_04						M(4)						

表 1-3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	土地小話 (顔見知り/立て礼なし/家庭菜園条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_04_01	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りも禁止する立て礼もなくもありません。その空き地に近所の人がかかってに家庭菜園にしています。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもついても近いものに○をつけてください。	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う 他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない 地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべき この程度のことです、地主があればいい。	まったく反対 1 2 かなり反対 3 4 どちらかといえば賛成 5 6 非常に賛成				13(1)					
B14_04_02							13(2)					
B14_04_03							13(3)					
B14_04_04							13(4)					

[41]

表一 3 調査項目一覧

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
X シナリオ実験 (続) 土地小話 (不知/立て札あり/渡り場条件)	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成									
B14_04_01	どうせ使われていないのだから、この程度使われるのは許されてよいと思う									
B14_04_02	他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない									
B14_04_03	地主は土地を使われたいし、勝手がとるべきである									
B14_04_04	この程度のことです、地主があれこれ文句をつけるべきではない									

表一 3 調査項目一覧

X シナリオ実験 (続) 土地小話 (不知/立て札あり/家庭菜園条件)			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_04_01	近所に使われていない空き地があります。地主がどういう人なのか誰も知りません。その空き地には「私有地につき立入禁止」の立て札が立ててあり、その空き地の境界にはさくも作ってあります。その空き地の一部を近所の人がかつてに家庭菜園にしています。	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う							13(1)			
B14_04_02		他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない							13(2)			
B14_04_03	このような状況について、あなたはどのように思いますか。	地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである							13(3)			
B14_04_04	あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	この程度のことで、地主があれこれ文句をつけるべきではない							13(4)			

[43]

表一 3 調査項目一覧

X	シナリオ実験 (続)	土地小話 (不知/立て札なし/遊び場条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_04_01	近所に使われていない空き地があります。地主がどう思うか誰も知りません。その空き地には、立ち入りも禁止しません。その空き地は近所の子どもたちが、かっつてに遊び場にしていきます。	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う 他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない 地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである この程度のことです、地主があれこれ文句をつけるべきではない	まったく反対 かなり反対 どちらからかというえば賛成 かなり賛成 非常に賛成							13(1)		
B14_04_02										13(2)		
B14_04_03										13(3)		
B14_04_04										13(4)		

表一 3 調査項目一覧

X シナリオ実験 (続) 土地小話 (不知/立て礼なし/家庭菜園条件)			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
B14_04_01	近所に使われていない空き地があります。地主がどういう人なのか誰も知りません。その空き地には、立ち入りを禁止する立て礼もさくもありません。その空き地の一部を近所の人がかつてに家庭菜園にしています。	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成										13(1)
B14_04_02		他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない											13(2)
B14_04_03		地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである											13(3)
B14_04_04		この程度のことでは、地主があれこれ文句をつけるべきではない											13(4)
有効回答者数			1134	1112	1100	1141	1084	1123	1137	1137	1162	1140	

[45]

注

(1) 本プロジェクトでは法意識を、社会心理学・心理学の用語に翻訳すれば、法と法システムに対する態度であると理解している。松村(2004:17-18)参照。なお法意識を定義した代表的なものとして六本(1983:15-16;1986:193-196)がある。

(2) 川島の法意識についての研究を踏まえての法社会学における法意識研究の意義については、六本(1983)参照。川島の法意識研究は理論的には深いインプリケーションを持つが(松村,2004:17-21参照)、実証的研究という観点から見ると、逸話的なデータであるということ以上に、行動から独立に法意識が測定されているわけではないということが問題である。

(3) 先行研究として主なものは、河合・加藤(2003)、加藤・藤本(2005)、日本文化会議(編)(1973,1982)である。

(4) 日本文化会議(1982)は、日本人の国民性研究の一環であり、法学の問題関心とは若干のズレが見られることと、質問項目の妥当性、信頼性の検討が必ずしも十分ではないことなどの問題があるが、約四半世紀前の、最も大規模な、そして、分析の手法としても高度なものを用いた(最少次元分析、数量化理論など)研究である。

用いられたデータ処理の技法が法学研究者の理解を超えていたがゆえに、法学研究者にはほとんど引用されなかったが、我々は当時の法意識研究として日本文化会議(1982)を高く評価している。それゆえ、我々は今回の調査の中で、同調査の追試も行っている。なお、その書評として松村(1983)参照。

(5) 第2の課題は、法意識(法と法システムへの態度)が法行動(紛争処理行動)の独立変数であるということ的前提としており、基本的には川島(1967)の枠組みを前提としているように見えるかもしれない。しかし、態度と行動の関係はそのような単純なものではない。態度と行動の関係は、社会心理学における態度研究の課題の1つであり、この問題は別稿で論じる。

(6) 年齢の上限は70歳とした。近年老人世帯を対象とする悪徳商法が増大している。従って、老人サンプルを除外するのは(特にA02の紛争経験調査に関し)理論的には適切ではないかもしれないが、面接および留め置き票記入の実際の可能性という観点から除外せざるを得なかった。

(7) なお、サンプリングおよび実査は、(社)中央調査社に委託して行われた。

(8) 第2次予備調査の段階で、我々この特定領域プロジェクトのメンバーが、(社)中央調査社が行う調査員の調査に何か所か同行した。そこからの経験からも、特に都市部では不在、拒否が多く、予備サンプルの充当の条件を厳しくした場合、これ以上の回収率は望めないであろう。また、調査の実査時期が、おれおれ詐欺その他見知らぬ人を対象とするさまざまな手口の詐欺がはやり、個人情報保護法が施行される時期とも重なり、回答者が従前に比べて社会調査と称する訪問者に警戒的になったと考えられる。

(9) 調査票の構成を見ればわかるように、同じ心理変数（例えば自己効力感）を測定する場合であっても、調査票のバージョンによって、基本的な項目からのみになっているものと、比較的多数の設問を含めて構成されているものが併存している。

(10) ワーディングは、法意識国際比較研究会(2001:46、設問(18))を参考にしている。

(11) 本調査票は後に述べるように、直感的に答えることが期待されている心理測定尺度が中心であり、1問あたりの回答時間は短いと考えられる。

(12) 留め置き調査票の部分には、性別、年齢が面接法の部分と重複して入り、また、収入（本人の収入と世帯の収入）は留め置き調査票で尋ねている。本稿では、フェースシートの部分には触れない。表-3「調査項目一覧」からも落としてある。

(13) A01班のマスター設問項目作成に向けての予備調査としては、A02班と共同で、全国規模のランダムサンプルによる予備調査を2回行った。

さらに、A01班独自の作業として、2003年10月から2004年12月にかけて、学生（非法学部生あるいは専門課程に進学していない学生）を回答者として、授業の機会を利用して、権利に対する態度（権利意識）、裁判に対する態度、法曹に対する態度、法と紛争に対する態度、その他各種パーソナリティ尺度設問などからなる調査票を配布、回収して分析という作業を、逐次的に調査票を修正しつつ繰り返し行った。実施校は、札幌高等看護学院、札幌大学、佛教大学、北海道教育大学、放送大学（面接授業）、北星学園大学、藤女子大学、北海道大学、活水女子大学、長崎市医師会看護専門学校、香川大学である。マスター設問項目はその作業結果を踏まえて作成されたものである。

なお、執筆者自らが担当する授業の他、いくつかの他の授業でも担当教員のご理解、ご協力を得て行わせていただいている。この場を借りて、ご協力頂いた、担当教員および、回答者になって頂いた学生諸君へ謝意を表したい。

(14) A-J各バージョンの有効回答数を合計すると11,270であり、これにK票分（有効回答数1,138）を加えると全有効回答数12,408となる。

(15) なお、正当世界尺度、心理的負債感尺度については、堀（監修）(2001b:379, 191-193)に、特性的自己効力感尺度、集団主義尺度は、堀（監修）(2001a:39-41, 242-245)にも収録されている。

(16) 原票はA4版である。また、色は白ではなく、薄い色（レモン色、若草色、肌色）がつけられている。

引用文献

- Adorno, T. W. et al. (1950) *The Authoritarian Personality*, N. Y. : Harper
 アドルノ, T. W. (田中義久他訳) (1950=1980) 『権威主義的パーソナリティ』

- 青木書店（現代社会学大系第12巻）
- 相川充・吉森護（1995）「心理的負債感尺度の作成の試み」『社会心理学研究』11巻1号：63-72
- 法意識国際比較研究会（2001）『日本人の法意識』調査基本報告書-2000年3月全国調査』『法政論集（名古屋大学）』187号：1-64
- 石村善助他（編著）（1986）『責任と罰の意識構造』多賀出版
- 河合隼雄・加藤雅信（編著）（2003）『人間の心と法』有斐閣
- 加藤雅信・藤本亮（編著）（2005）『日本人の契約観-契約を守る心と破る心』三省堂
- 今野裕之・堀洋道（1995）「正当世界信念が社会状況の不正判断に及ぼす影響について」『筑波大学心理学研究』第20号：157-162
- 日本文化会議（編）（1973）『日本人の法意識-調査分析』至誠堂
- 日本文化会議（編）（1982）『現代日本人の法意識』第一法規
- 堀洋道（監修）（2001a）『心理測定尺度集Ⅰ-人間の内面を探る〈自己・個人内過程〉』サイエンス社
- 堀洋道（監修）（2001b）『心理測定尺度集Ⅱ-人間と社会のつながりを捉える〈対人関係・価値観〉』サイエンス社
- 松村良之（1983）「書評 日本文化会議（編）現代日本人の法意識 第一法規1982」『法律時報』55（5）、1983：116-118
- 松村良之（2004）「法社会学は何をしてきたか-川島武宜の法意識研究を中心として」和田仁孝他（編）『Series Law in Action 1. 法と社会へのアプローチ』日本評論社：10-28
- 松村良之他（2006）「現代日本人の法意識の全体像-2005年調査結果の概要-」『北大法学論集』57（3）、2006：1401-1476
- 成田健一他（1995）「特性的自己効力感尺度の検討-生涯発達の利用の可能性を探る」『教育心理学研究』43：306-314
- 六本佳平（1983）「『日本人の法意識』研究概観-法観念を中心として-」『法社会学』第35号：14-33
- 六本佳平（1986）『法社会学』有斐閣
- Yamaguchi, S. et al. (1995) Personality correlates of allocentric tendencies in individualist and collectivist cultures, *Journal of Cross-cultural Psychology*, 26 : 658-672

付録

第 8058 号

A

◎ 暮らしと法律についての全国調査 ◎

平成 17 年 4 月
 (調査企画) 明治大学 法と社会科学研究所センター
 (調査実施) 社団法人 中央調査社

支局番号	地 点 番 号	対象番号	点 検 者 名

ご記入にあたってのお願い

- ・ あなた様ご自身のことなどについて少し立ち入ったこともお聞きしますが、統計的に分析することが目的で、他の目的にはもちいせん。どうか、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。
- ・ アンケートは、黒又は青色の鉛筆・ペン・ボールペンでご記入くださいますよう、お願いいたします。
- ・ 質問番号順にお答えください。質問の中には、一部の方にだけおたずねするものもありますが、その場合は指示に従ってください。
- ・ お答え方法は、あてはまる回答についている数字を○でかこんでいただく場合と、マスの中に数字を記入する場合があります。
- ・ 欄外の①②などの記号は、コンピューターで処理するときの記号ですので気になさらずにお答え下さい。
- ・ ご記入いただきました調査票は、__月 日 () に私 _____ が受け取りにうかがいます。

⑧～⑩=111

問 1. あなたは「法的に契約を結ぶこと」はどのようなものだと思いますか。次の A と B の意見のうち、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

(○は (1) から (3) のそれぞれについて 1 つずつ)

	A の 意 見 に 強 く 賛 成	A の 意 見 に 賛 成	ど ち ら か と い え ば A の 意 見 に 賛 成	ど ち ら か と い え ば B の 意 見 に 賛 成	B の 意 見 に 強 く 賛 成	B の 意 見 に 賛 成
	A の意見			B の意見		
(1)	1	2	3	4	5	6
(2)	1	2	3	4	5	6
(3)	1	2	3	4	5	6

問2. あなたは「法律」や「権利」をそれぞれどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。(○は(1)から(9)のそれぞれについて1つずつ)

	まったく 思わない	そう 思わない	どちらか といえ ば そう 思わ ない	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	そう 思 う	強 く そ う 思 う
(1) 法律を破ったとき、強制的に従わされる	1	2	3	4	5	6
(2) 人びとは、社会の秩序を維持するために法律を守っている	1	2	3	4	5	6
(3) 法律を破ったのがばれなければ守らなくてもよい	1	2	3	4	5	6
(4) 法律があればトラブルが起きたときに楽である	1	2	3	4	5	6
(5) 人びとは、罰せられることをさけるために、法律を守っている	1	2	3	4	5	6
(6) 権利を主張して、まわりの人とギスギスするべきではない	1	2	3	4	5	6
(7) 商品を買って不良品だと思ったら、自分なら黙っていずに消費者の権利を主張する	1	2	3	4	5	6
(8) 財産のある人は権利に敏感だろう	1	2	3	4	5	6
(9) 権利の主張は正義にかなったことだ	1	2	3	4	5	6

問3. あなたは「裁判」をどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。(○は(1)から(10)のそれぞれについて1つずつ)

	まったく 思わない	そう 思わない	どちらか といえ ば そう 思わ ない	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	そう 思 う	強 く そ う 思 う
(1) 裁判所はすべての人々に、正義にかなった裁判を保証してくれる	1	2	3	4	5	6
(2) 裁判所という場所に行くこと自体なんだかこわい	1	2	3	4	5	6
(3) 裁判に時間がかかるのはしかたがない	1	2	3	4	5	6
(4) 裁判になったら裁判官にまかせておけばよい	1	2	3	4	5	6
(5) 裁判をおこすにはよほどの決心が必要だ	1	2	3	4	5	6
(6) 裁判では、自分たちが熱心に主張すれば、裁判官はわかってくれるだろう	1	2	3	4	5	6
(7) 裁判に多額のお金がかかるのはしかたがない	1	2	3	4	5	6
(8) 裁判になったら弁護士にまかせておけばよい	1	2	3	4	5	6
(9) 裁判の結果には、不満があってもしかたがない	1	2	3	4	5	6
(10) 裁判は、当事者や弁護士が中心ではなく、裁判官が中心となって進められるべきだ	1	2	3	4	5	6

問4. あなたは「弁護士」、「裁判官」という職業をどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。

(○は(1)から(4)のそれぞれについて1つずつ)

	まったく 思わない	そう 思わない	どちらか かといえ は そう 思わない	どちらか かといえ は そう 思う	そう 思う	強く そう 思う
(1) 弁護士はトラブルの時は自分の味方になってくれる	1	2	3	4	5	6
(2) 弁護士という職業は好感が持てる	1	2	3	4	5	6
(3) 裁判官はトラブルの時は自分の味方になってくれる	1	2	3	4	5	6
(4) 裁判官という職業は好感が持てる	1	2	3	4	5	6

問5. 次の文章を読んで、質問にお答えください。

Aさんが道路を歩いていたら、知らない人の乗っている自転車が後ろからAさんにぶつかり、Aさんは転んでけが（全治2ヶ月の骨折）をしてしまいました。Aさんは、自転車でぶつかった人に治療費を払ってもらいたいのですが、その人は払おうとしません。

このような場合に、Aさんが次のような行動をとることをどう考えますか。

(○は(1)から(3)のそれぞれについて1つずつ)

	まったく 望ましく ない	望ま しく ない	どちらか かといえ は 望ま しく ない	どちらか かといえ は 望まし い	望まし い	とても 望まし い
(1) 自分で交渉する	1	2	3	4	5	6
(2) 家族や知人に交渉を任せる	1	2	3	4	5	6
(3) 弁護士に交渉を任せる	1	2	3	4	5	6

問6. 以下のさまざまな文章について、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

(○は(1)から(10)のそれぞれについて1つずつ)

	まったくそう 思わない	そう 思わない	どちらか かといえは そう 思わない	ど ちらか かといえ は そう 思 う	そ う 思 う	強 く そ う 思 う
(1) 争いごとは円満に解決することが大切である	1	2	3	4	5	6
(2) 国立と私立を比べれば、病院にしても大学にしてもなんとなく国立の方が信頼できるような気がする	1	2	3	4	5	6
(3) この世の中では、努力はいつか報われるようになっている	1	2	3	4	5	6
(4) 政府は私たち国民を守ってくれて当然だ	1	2	3	4	5	6
(5) 争いごとになったときは、誰かに間に入ってもらって問題を解決するのがよい	1	2	3	4	5	6
(6) 人の生き方が自分の生き方と異なってもそれに口出しすべきでないと思う	1	2	3	4	5	6
(7) なにごともお上にまかせるという日本人の姿勢が日本を悪くしてきたように思う	1	2	3	4	5	6
(8) トラブルになっても専門家まかせにしてはだめだ	1	2	3	4	5	6
(9) なにごとも、自分でしようと思わないで、その道のプロにまかせた方がよい	1	2	3	4	5	6
(10) なにかにつけ、人と対立するような人が増えてきたように思う	1	2	3	4	5	6

問7. ここでは、あなたが普段の集まりの中でどのように行動するかについておたずねします。

以下の各文章について、自分の行動や考え方にもっともあてはまるものに○をつけてください。

(○は(1)から(4)のそれぞれについて1つずつ)

	あ ま た は ま ら な い	あ て は ま ら な い	い は あ て は ま ら な い	ど ち ら か と い え は あ て は ま る	ど ち ら か と い え は あ て は ま る	よ く あ て は ま る
(1) 集団の仲間と意見の不一致を生じないように気をつける	1	2	3	4	5	6
(2) 集団の仲間の望むように行動する必要はないと思う	1	2	3	4	5	6
(3) 自分の集団がまちがっているときには、集団を支持しない	1	2	3	4	5	6
(4) 集団の仲間と意見がひどくちがっているときは、仲間と反対の意見を主張する	1	2	3	4	5	6

問 8. 以下の各文章について、あなたにもっともあてはまるものに○をつけてください。

(○は(1)から(3)のそれぞれについて1つずつ)

	あまったく あてはまらない	あてはまらない	どちらかといえ ばあてはまる	どちらかといえ ばあてはまる	あてはまる	よくあてはまる
(1) 人におごってもらったら、次は私がおごるようにしている	1	2	3	4	5	6
(2) 非常にややこしく見えることには、手を出そうとは思わない	1	2	3	4	5	6
(3) すぐにあきらめてしまう	1	2	3	4	5	6

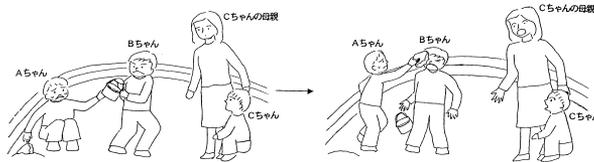
問 9. あなたは次のような考え方をどう思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。

(○は(1)から(6)のそれぞれについて1つずつ)

	まったく 思わない	そう 思わない	どちらかといえ ば そう思わない	どちらかといえ ば そう思う	そう 思う	強く そう思う
(1) 親や学校の先生にけつしてさからわないように こどもはしつけられるべきだ	1	2	3	4	5	6
(2) 悪い習慣にぞまっていたり、行儀が悪い人たち と、まともな人たちとはうまくいくはずがない	1	2	3	4	5	6
(3) 不平を言わないでだまって働けば、みな裕福に なるはずだ	1	2	3	4	5	6
(4) 世の中には人の能力を超えた力が働いているの だから、そのような力を信頼するべきである	1	2	3	4	5	6
(5) 普通のまともな人は、親友や血縁者を傷つける ようなことをけつして考えたりしない	1	2	3	4	5	6
(6) 人は、若いころは社会に反発しがちだが、年と ともにだんだんと落ち着くものだ	1	2	3	4	5	6

問 10. 以下の文章を読んで、各質問にお答えください。

5歳のAちゃん、Bちゃん、Cちゃんが、市が管理する公園の砂場で遊んでいました。Cちゃんの母親が3人の面倒を見ていました。このとき、Aちゃんが使っていたバケツをBちゃんが力づくで横取りしてしまいました。Aちゃんは怒って、砂場に落ちていたコンクリート片でBちゃんを殴ってしまいました。Bちゃんは目の上を5針縫うケガをしてしまいました。



【次のページの問にお答えください】

(a) Bちゃんがケガをしたことについて、以下の人や市はそれぞれどの程度悪いと思いますか。
(○は(1)から(4)までそれぞれ1つずつ)

	全然悪くない	少し悪い	まあまあ悪い	かなり悪い	非常に悪い	
(1) 殴ったAちゃん	1	2	3	4	5	㉕
(2) 先に横取りしたBちゃん	1	2	3	4	5	㉖
(3) けんかを止められなかったCちゃん母親	1	2	3	4	5	㉗
(4) 公園の砂場を安全に管理していなかった市	1	2	3	4	5	㉘

(b) あなたは、Bちゃんの治療費・通院費は、だれがどの程度負担すべきだと思いますか。
(○は(1)から(4)までそれぞれ1つずつ)

	まったく負担しなくてよい	少し負担するべきだ	ある程度負担するべきだ	かなり負担するべきだ	ほとんどを負担するべきだ	
(1) 殴ったAちゃん親	1	2	3	4	5	㉙
(2) 先に横取りしたBちゃん親	1	2	3	4	5	㉚
(3) けんかを止められなかったCちゃん母親	1	2	3	4	5	㉛
(4) 公園の砂場を安全に管理していなかった市	1	2	3	4	5	㉜

問 11. 以下の文章を読んで、各質問にお答えください。

近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には「私有地につき立入禁止」の立て札が立ててあり、その空き地の境界にはさくも作ってあります。その空き地は近所の子どもたちがかってに遊び場になっています。

このような状況について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。(○は(1)から(4)までそれぞれ1つずつ)

	まったく反対	かなり反対	どちらかといえば反対	どちらかといえば賛成	かなり賛成	非常に賛成	
(1) どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1	2	3	4	5	6	㉝
(2) 他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない	1	2	3	4	5	6	㉞
(3) 地主は土地を使われなくなったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	2	3	4	5	6	㉟
(4) この程度のごとで、地主があれこれ文句をつけるべきではない	1	2	3	4	5	6	㊱

問 12. 以下の文章は正しいと思いますか、まちがいだと思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。(○は(1)から(5)のそれぞれについて1つずつ)

	まちがいだと思う	たぶんまちがいだと思う	たぶん正しいと思う	正しいと思う	わからない
(1) 土地や建物は、法的には登記のある人がその所有者である	1	2	3	4	6 ㉔
(2) 正式の婚約といえども、男女の関係は自由な意思に基づくものであるから、破棄するのは自由であり、損害賠償などを払う必要はない	1	2	3	4	6 ㉕
(3) たとえ子どもが成人していても、子どもが借りた借金は親にも返す義務がある	1	2	3	4	6 ㉖
(4) 1000万円と書くつもりでまちがえて契約書に100万円と書いて、いったん署名・捺印してしまったら、あとから訂正することはできない	1	2	3	4	6 ㉗
(5) 日本において弁護士に頼まずに裁判を起こすことは法律で認められていない	1	2	3	4	6 ㉘

問 13. あなたは以下のようなことがらについて、おききになったことがありますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。(○は(1)から(5)のそれぞれについて1つずつ)

	きいたことはない	たぶんきいたことがある	きいたのはまちがいないが中身は覚えていない	きいたことがあり中身を少しは覚えている	きいたことがあり中身をかなり覚えている	わからない
(1) 数年後から弁護士の数が大幅に増えること	1	2	3	4	5	6 ㉙
(2) 条例で路上の喫煙を禁止している地域があること	1	2	3	4	5	6 ㉚
(3) 裁判員制度について	1	2	3	4	5	6 ㉛
(4) 一部の国では同性同士の結婚が許されていること	1	2	3	4	5	6 ㉜
(5) 消費者契約法について	1	2	3	4	5	6 ㉝

問 14. あなたご自身についておたずねします。もっともあてはまるものに○をつけてください。

- (1) テレビや新聞などでニュースをどのくらい熱心にみていますか。(○は1つ)
- | | | | |
|-----------|-------------|---------|------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| ほとんどみていない | みているが熱心ではない | 熱心にみている | とても熱心にみている |
- ㉞
-
- (2) 同じ町内や、アパートの隣近所の方など地元の人とおつきあいがありますか。(○は1つ)
- | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ない | あまりない | ふつう | かなりある | 非常にある |
- ㉟

【再度お手数ですが、回答者ご自身の生年月と性別について記入してください。】

⑧～⑩=112

F 1. あなたの性別は。

1 男 2 女

⑪

F 2. 昭和何年何月のお生まれですか。

昭和 年 月生まれ

⑫～⑬

F 3. あなたご自身の昨年1年間の税込み年収はおいくらですか。(○は1つ)

1	なし	9	700万円未満
2	70万円未満	10	800万円未満
3	100万円未満	11	900万円未満
4	200万円未満	12	1,000万円未満
5	300万円未満	13	1,500万円未満
6	400万円未満	14	1,500万円以上
7	500万円未満	15	わからない
8	600万円未満		

⑭⑮

F 4. あなたの同居されているご家族も含めた世帯全体の昨年1年間の税込年収はおいくらですか。

(○は1つ)

1	なし	9	700万円未満
2	70万円未満	10	800万円未満
3	100万円未満	11	900万円未満
4	200万円未満	12	1,000万円未満
5	300万円未満	13	1,500万円未満
6	400万円未満	14	1,500万円以上
7	500万円未満	15	わからない
8	600万円未満		

⑯⑰

質問は以上です。長時間ご協力をいただきありがとうございました。